

資料 I

静岡県内政改革研究会報告書

平成 15 年 11 月

静岡県内政改革研究会

要 旨

現在、国が進めている構造改革に対する地方の期待は、21世紀を見通した我が国の在り方を根本的に見直すことである。即ち、単に国から地方への権限・財源の移譲や特区制度等による規制緩和等に止まらず、行政、司法、立法の各分野にわたって、国、地方を通じて最適な内政の機能を再配置・再構築することである。

当研究会は、この問題を我が国の国、地方を通じた内政構造改革としてとらえ、静岡県の状況も踏まえながら、具体的に次の5つの提言を行うものである。

1 国の統治の在り方

国は、外交、防衛等の国際社会における国家の存立に係る事務や経済、金融等の全国的に統一して行われるべき諸活動に力を傾注する必要があり、地方に任せるべき権限を思い切って地方に移譲し、本来国が担うべき役割を果たすことに専念すべきである。

例えば、監視・監査機能の強化、防衛体制の整備、外交機能の強化などに取り組むとともに、徴税の一元化、国の地方支分部局の見直しなどを進める。

2 新型指定都市と広域連合

市町村合併後において、基礎的な地方公共団体における行政を自主的かつ総合的に行うため、指定都市については、法定の移管事務だけでなく、できる限り多くの県の事務を移譲する新しいタイプの指定都市(新型指定都市)を実現するとともに、新型指定都市以外の市町村の区域については、県も加わる「広域連合」を設置し、あたかも県内の全ての地域が指定都市で構成されるかのような県内構造を構築する。

3 政令県と道

人口、行財政基盤、自治能力が一定の程度を超えると判断される府県について、指定都市制度と同様に、国の一定の権限移譲を認める新たな制度として「政令県」制度の創設を提案する。

さらに、都道府県の再編の最終的な姿として、現在の国の出先機関の機能を吸収した新しい広域の地方公共団体「道」の制度を提案する。

4 大都市圏域

首都圏及び近畿圏については、人口や経済規模等の特殊性を考え、「道」と異なる取扱いとすることを検討すべきである。

5 行政経営の在り方

再編の結果、規模が拡大する地方公共団体においては、そのままでは必ずしも効率的な行政運営が行われないおそれがある。

そこで、行政の生産性の向上を図るため、我が国においても、内政制度改革に併せて、静岡県等が行っている新しい公共経営手法であるニュー・パブリック・マネジメント（NPM）を取り入れ、より効率的で質の高い行政を実現することが重要である。

図－1 再編後の県内構造

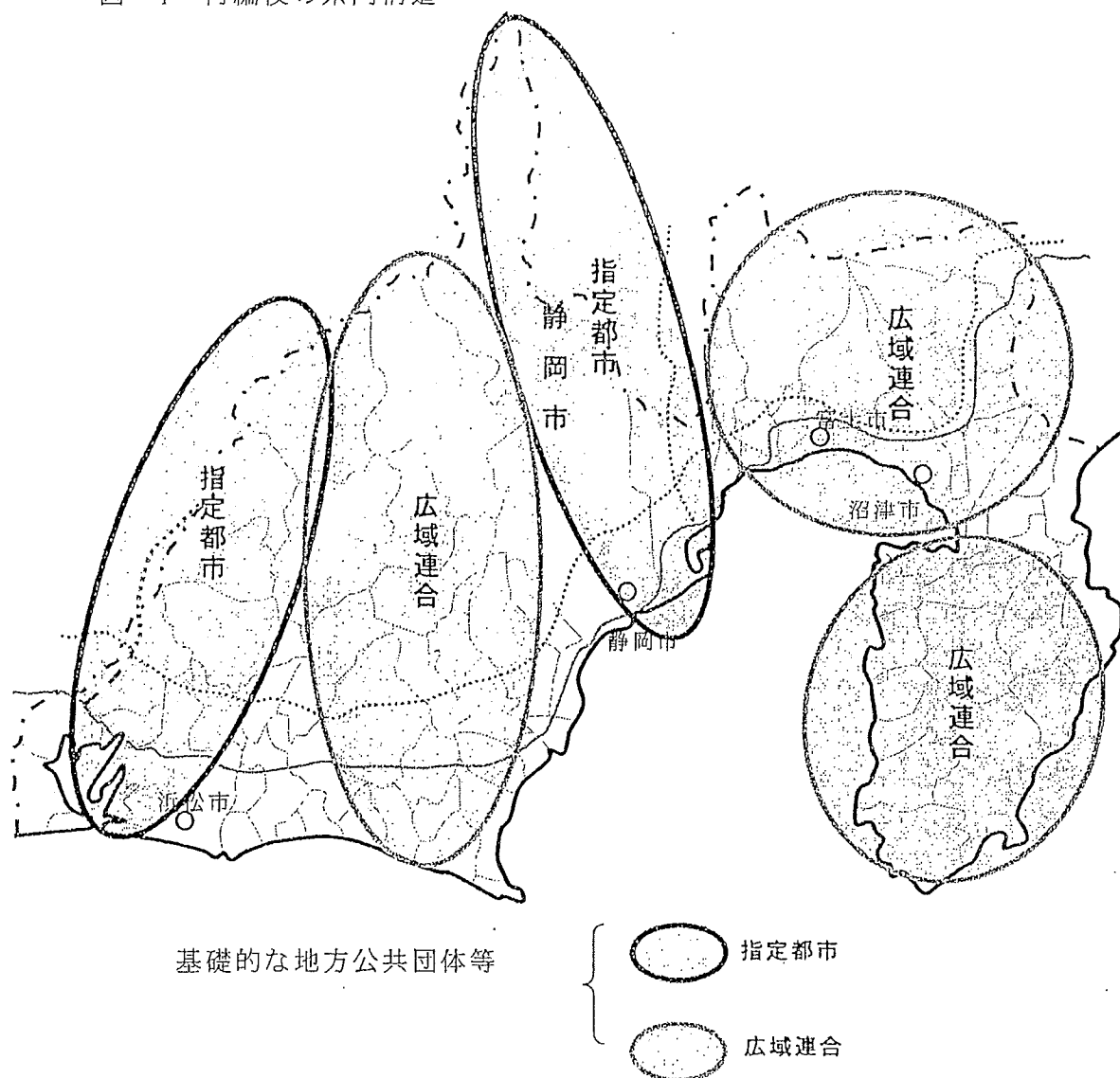


図-2 再編の過程のイメージ

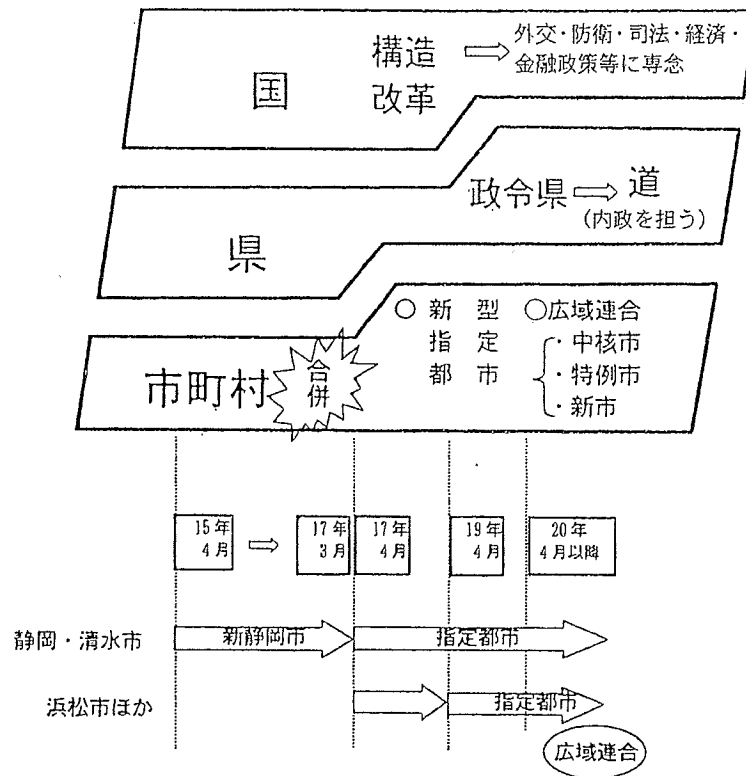


図-3 県境を越えた取組

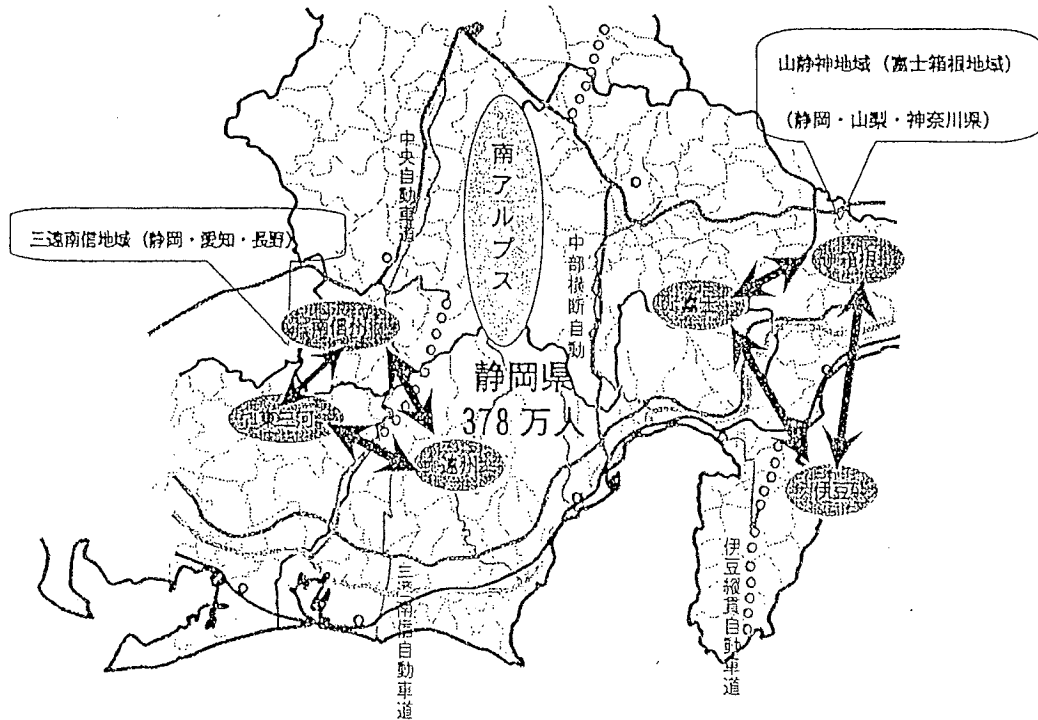


図-4 再編の2つのケース

